

自転車にはヘルメット着用
が当たり前の世の中に



自転車の ヘルメット着用 全世代に！



令和4年4月に成立した改正道路交通法により、自転車利用者の全世代にヘルメットの着用が努力義務になります。※1年以内に施行

大阪府警察 自転車対策室

自転車のヘルメット着用に関する改正内容

道路交通法第63条の11

【児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項】

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

改正後



【自転車の運転者等の遵守事項】

- 1 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。